資格喪失後に資格確認書等を 使用しないでください!



資格喪失後も資格確認書等を返却せず使用したり、マイナ保険証の資格情報が切り替わる前に医療機関を 受診した場合、公立学校共済組合が負担したその分の医療費を返還する必要があります。

資格喪失後に医療機関を受診する際は注意!

資格喪失後は資格確認書を絶対に使用しないでください。また、マイナ保険証を 使用する場合は、保険者が変更となった旨、医療機関の窓口でお伝えください。

万が一、誤って使用した場合の返還金額は、窓口負担額よりも大幅に高額(医療 費総額の7~8割)となり、とても大きな負担となります。



医療費の返還請求はいつ頃届くの?

資格喪失手続の完了から約6か月後を目安に、所属所を通じて組合員宛てに通知します。

医療費を返還した後の流れは?

公立共済へ医療費を返還した後、その期間に加入している保険者へ療養費などの請求を行ってください。 なお、受診から2年の請求時効がありますので、早めの請求手続が必要です。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

6 03-5320-6827



災害にあったとき

災害にあったときは、速やかに連絡してください

組合員が火災、水害、地震、その他の非常災害によって(盗難を除く)、住居または家財に1/3以上の損害を 受けたときは、その損害の程度に応じて見舞金が支給されます。また、別居している被扶養者の居住する住居ま たは家財に災害を受けたときも支給の対象となります。

災害にあったときは、速やかに所属所の事務取扱者を通じて、り災状況等を連絡してください。要件に該当 するかどうかお聞きした上で、すぐに現地調査を行います。連絡が遅れますと損害の程度の確認が困難となり 不利益となる場合もありますので注意してください。

なお、り災証明書(火災の場合は消防署、その他は市区町村で発行)を速やかに申請手続してください。 見舞 金の支給要件の確認や手続の際に必要となります。

損害の程度		災害見舞金
1 住居および家財の全部が焼失し、または滅失したとき 2 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき		(標準報酬月額の月分) 3
1 住居および家財の1/2以上が焼失し、または滅失したとき 2 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居または家財の全部が焼失し、または滅失したとき 4 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき		2
1 住居および家財の1/3以上が焼失し、または滅失したとき 2 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居または家財の1/2以上が焼失し、または滅失したとき 4 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき		1
1 住居または家財の1/3以上が焼失し、または滅失したとき 2 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき		0.5
床上浸水により損害を受け、上の表により 損害の程度を判定し難いと認めたとき	床上120cm以上	1
	床上30cm以上	0.5

(住居) 現に生活の本拠として居住している建造物 (建具 類を含む。)を指し、自宅、借家、アパートの別は 問いません。

家財 現に生活するに当たっての住居以外の社会生活 上必要な一切の財産を指しますが、一時的に預け てあるもの、現金、預貯金、有価証券や山林、田 畑および宅地等の不動産は含まれません。なお、 家財は組合員および被扶養者の所有の物に限ら れます。

住居または家財に1/3以上の 被害があるかどうかが支給の 判断基準になるんだね。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

6 03-5320-6827